

特集

座談会 海外ロースクール事情

東京地裁判事・東京大学客員准教授

内田 哲也

東京大学准教授

成瀬 剛

2015年4月入学

岩淵史恵

2015年4月入学

高橋麻彩

- | | |
|------------------------|--------------------------------|
| I. はじめに | VI. リサーチペーパーとローレビュー |
| II. 留学の経緯 | 1 リサーチペーパー |
| 1 留学の時期 | 2 リサーチペーパーとローレビュー |
| 2 留学の動機 | VII. ヨーロッパとアメリカのいずれに留学するかによる違い |
| III. 留学のための準備・留学制度 | 1 他国へのアクセスのしやすさ |
| 1 留学のための準備 | 2 留学と国際機関へのインターンシップ |
| 2 留学制度 | 3 留学と実務の調査 |
| IV. 留学先での生活 | VIII. 留学後のキャリアパス |
| 1 授業 | IX. おわりに |
| 2 イギリスの法教育の特徴 | |
| 3 留学先での交流 | |
| 4 授業以外の活動 | |
| 5 留学と家庭 | |
| V. 海外のローレビューと日本のローレビュー | |
| 1 海外のローレビュー | |
| 2 東大ローレビュー | |

I. はじめに

司会 時間になりましたので、座談会を始めさせていただきますと思います。よろしくお願ひ致します。本座談会の進行ですが、まず参加者の皆様に簡単に自己紹介をしていただき、その後、司会者から、今日その後どのようなことをしていくかにつき簡単にご説明致します。その上で皆様に本筋の議論をしていただきます。お手元に質問要旨（本稿Ⅱ～Ⅷに対応）がございます。本座談会ではこれを参考にしつつも、しかしこれに拘束されることなく、自由闊達にお話してください。まず自己紹介をしていただきたいと思います。では先生方からお願ひ致します。

内田 東京地裁判事の内田と申します。私は、2003年10月に東京地裁判事補に任官しました。その後、鹿児島家地裁名瀬支部、仙台地裁などを経て、この4月に東京地裁に異動し、民事通常部で民事裁判に携わりながら、東大法科大学院の派遣教員として民事事実認定論を担当しています。秋からは民事実務基礎を担当する予定です。任官後は主に刑事事件を担当していましたが、家裁や事務局での経験を経て、主に民事事件を担当するようになり、現在に至っています。

成瀬 准教授の成瀬と申します。専門は刑事訴訟法です。2006年3月に東大法学部を卒業し、司法修習（旧60期）を経て、2007年10月に助教に採用されました。その後は、講師、准教授と昇任して、現在に至っております。

岩渕 今年の3月に東京大学法科大学院を修了致しました岩渕史恵と申します。希望進路は弁護士です。本日は、よろしくお願ひ致します。

高橋 高橋麻彩と申します。法科大学院の3年次に所属致しております。未修出身で、大学時代は文学部で哲学を専攻しておりました。

司会 司会は、ローレビュー編集委員の、船渡・吉見が行います。よろしくお願ひ致します。

まずは簡単に概要を説明致します。最初

に、どのような趣旨でこの座談会が行われるのかということを確認した上で、進め方として、先に述べたことをもう一度確認致します。

本座談会のテーマは「海外ロースクール事情」です。内容と致しましては海外のロースクール・法学部に留学されました内田先生や成瀬先生に、留学時の思い出や留学先と日本のいろいろな違いをお話しいただいたり、または学生参加者の皆さんの興味関心があることについてごつくばらんにお話ししていただいたりしようということでございます。そのため、先ほども申しましたように、質問要旨にこだわらずに、好きなことを好きなだけお話ししていただいいてよいということでございます。ただし、いきなり好きなように話せと言われても難しいところがあると思いますので、最初だけは司会者から質問票に沿ったご質問を提示したいと思います。まず、留学された時期及びその動機ということについてです。先生方お二人は、それぞれいつごろ留学をして、その留学のためにはどのような準備をなさったのか、また、動機はどのようなものであったのか、についてお話しいただきたいと思います。



成瀬剛先生

Ⅱ. 留学の経緯

1 留学の時期

内田 私が留学したのは、任官後3年弱が経った2006年7月から2008年7月までです。判事補の留学制度には、最高裁判所が運営するもの（判事補在外研究）と人事院が運営するもの（行政官長期在外研究）があります。私は、人事院の留学制度によって留学したのですが、この制度による場合、派遣時期が予め指定されていたため、任官後3年弱が経過した時期に留学をしたのです。一方、裁判所の留学制度による場合でも、任官後3年を経過した頃に留学する判事補が多いのですが、こちらにはバリエーションがあり、4～9年目に留学する判事補もいます。現在は毎年1月に任官しますので、任官後3年半が経過した頃に留学する判事補が多いです。ちなみに、裁判所の留学制度による場合の期間は1年間で、派遣人数は毎年30名程度、人事院の留学制度による場合の期間は2年間で、派遣人数は10名程度です。

成瀬 私は、2013年8月から2015年7月までの2年間、留学させていただきました。私が准教授に昇任したのは2012年1月ですので、それから約1年半経ったタイミングということになります。助教論文を法学協会雑誌に連載し¹⁾、日本刑法学会において同論文を基にした研究報告を行ったことにより²⁾、助教時代から取り組んできた研究に一区切りがついたので、次のステップに進むという意味で留学に行かせていただくことにしました。

このように、研究者は留学時期をある程度自由に選べます。一般論として、東大出身の研究者は、20代後半から30代前半の間に留学される方が多いと思いますが、中には、30代後半ないし40代になってから留学に行かれる方もいらっしゃいます。



内田 哲也先生

2 留学の動機

司会 ありがとうございます。では次の質問ですが、どちらのロースクールに留学されたのかということについて伺ってもよろしいでしょうか。

内田 私は、1年目は米国ニューヨーク州にあるコロンビアロースクールに、2年目はカリフォルニア州にあるUCLA（カリフォルニア大学ロサンゼルス校）ロースクールに行き、両校でLL.M.（Master of Law）という修士号を取りました。

成瀬 1年目は、アメリカ西海岸にあるスタンフォードロースクールに客員研究員（visiting scholar）という身分で在籍しておりました。2年目は、国を変えて、イギリスのケンブリッジ大学法学部に客員研究員として在籍しておりました。

司会 ありがとうございます。それらのロースクール・法学部を選ばれたのはどのような理由からですか。

内田 人事院の留学制度の場合は、まず裁判所の内部選考の過程で留学する国を決めた後、人事院の語学審査と人物審査を受けます。人事院の審査を通った後は、自分で入学試験を受けることとなります。アメリカの

1) 成瀬剛「科学的証拠の許容性 (1) ～ (5・完)」法協130巻1号1頁, 2号386頁, 3号573頁, 4号801頁, 5号1025頁 (2013)。

2) 成瀬剛「科学的証拠の許容性」刑法雑誌53巻2号160頁 (2014)。

ロースクールであれば、インターネットで願書をダウンロードして作成提出し、あるいは直接ネットで応募し、それに小論文、推薦状、大学・司法研修所での成績証明などを添付することになります。

私は、各校のウェブサイト、先輩裁判官からの情報や US News が毎年発表するランキング等を参考にしながら、自分の研究テーマに合ったロースクールを選ぶようにしました。当時私は刑事部に所属し、量刑に関する理論と実務に興味を持っていたため、これに関連する授業を開講し、同分野に造詣の深い教授がいるロースクールをピックアップしていきました。とはいえ、希望するロースクールに合格するとは限りませんので、幅広く10校くらい受験し、合格した中で最も希望に沿っていたコロンビアを選びました。コロンビアロースクールは、伝統あるランキングの上位校でしたし、刑事系の科目が比較的充実していたほか、連邦地裁判事の David Lynch 判事が担当する量刑論 (Sentencing) というゼミもあり、まさに私の希望に沿っていました。

成瀬 1年目にアメリカを選んだ理由は、私が刑事訴訟法の中で特に証拠法分野を専門としているからです。ご存じの通り、日本の刑事証拠法は、戦後、アメリカ法の影響を強く受けて制定されましたので、今後、自己の研究を深めていくためには、現地で母法たるアメリカ証拠法を網羅的に学ぶ必要があると考えました。その上で、スタンフォードを選んだ理由ですが、ここにはアメリカ証拠法が民刑共通であるという事情が影響しています。アメリカでは、民刑共通の証拠法が、民事訴訟法、刑事訴訟法とは異なる独立の科目として存在するのです。そして、証拠法の研究者はどちらかという民事訴訟法を専門にしている方が多く、刑事訴訟法を専門にしている方は少ないです。そのため、刑事訴訟法を専門とする証拠法の研究者を探す必要が生

じました。そこで、私より先に留学していた司法修習同期の仲間達 (裁判官、検察官、弁護士) を頼って全米各地のロースクールを訪問し、各ロースクールの証拠法研究者やそこで使われている証拠法のケースブックに関する情報を収集しました。その中で、特に評判が良かったのがスタンフォードロースクールの George Fisher 先生でして、先生が執筆した証拠法のケースブック³⁾は、スタンフォードはもちろんのこと、ハーヴァードやイエールなど他のトップ・ロースクールでも使われているとのことでした。Fisher 先生は、マサチューセッツ州で検察官を5年ほど務められた後、法学研究の道に進まれ、アメリカにおける司法取引の歴史的発展過程を明らかにした“Plea Bargaining’s Triumph”⁴⁾というモノグラフィーで有名な方です。このように刑事手続の理論・実務に精通しており、かつ、有名な証拠法のケースブックを執筆しておられる Fisher 先生の下でアメリカ証拠法を研究したいと考え、スタンフォードに留学することに決めました。

2年目にイギリスを選んだ理由は、アメリカ法の母法であるイギリス法を研究したいと考えたからです。アメリカとイギリスは「英米法」として一括りにされることも多いですが、両国の刑事司法制度は、それぞれの伝統・歴史・文化を反映して相当程度異なっています。よって、両国の証拠法を比較することにより、日本の証拠法に対する重要な示唆が得られると考えました。その上で、ケンブリッジ大学を選んだ理由は、同大学の John Spencer 先生が証拠法分野で複数のモノグラフィーを公刊しておられ⁵⁾、イギリスの刑事実務にも大きな影響を与えていたからです。彼地における Spencer 先生の評判は、私より先にイギリスに留学していた友人達に教えてもらいました。

このように、研究者が留学先を選ぶ際は、自己の研究テーマに照らして、どの国の法律

3) George Fisher, Evidence (3d ed. 2013).

4) George Fisher, Plea Bargaining’s Triumph: A History of Plea Bargaining in America (2003). 同書の書評として、高倉新喜「著書紹介 答弁取引の勝利」アメリカ法 2005-2 号 329 頁 (2006)。

5) John Spencer, Evidence of Bad Character (3d ed. 2016); *id.* Hearsay Evidence in Criminal Proceedings (2d ed. 2014).

を学ぶ必要があるか、どの先生の指導を受けるのが最適かという点を慎重に検討します。裁判官はじめ実務家の皆様が留学先を選ぶ際の基準とは少し異なるということをお分かりいただけたかと思います。



Ⅲ. 留学のための準備・留学制度

1 留学のための準備

岩淵 些細なことでもよろしいでしょうか。米国ロースクールの入試制度について、内田先生が先ほどロースクールを沢山受けたとおっしゃられていたのですが、何か一斉試験を受けるのですか、それとも小論文等書類で審査をするのでしょうか。

内田 一斉試験はありません。小論文、TOEFLのスコア、学部と司法研修所の成績証明書、推薦状を提出して入学審査を受けます。私は学部時代にゼミでご指導いただいた井上正仁先生に推薦状を書いていただきました。

推薦状は、ほかに当時の所属部の部総括判事と司法研修所の教官にお願いしました。誰に推薦状を書いていただけるかがかなり重視されるようです。あとは、学歴・職歴と研究テーマ等を記載した小論文も入試に際して重視されていると聞きます。

岩淵 では、応募書類を揃えることができれば、後は出せるだけ出願できるのですね。

内田 出せるだけ出せます。受験料を負担する覚悟さえあれば制限はありません。合格

発表の時期は12月から3月とロースクールによって違い、ランキングの上位校ほど発表が遅い傾向があります。一番早いのはジョージタウンで12月。コロンビアは2月中旬でした。ハーヴァードやスタンフォードは3月でした。

成瀬 内田先生のご説明と対比する趣旨で、研究者がどのように留学の申請をするかについて説明させていただきます。研究者は、学生の身分(LL.M.等)ではなく、客員研究員という身分で留学することが多いのですが、客員研究員の申請手続はLL.M.ほどきちんと決まってはいません。ですので、留学したい大学及び指導を受けたい先生を決めたら、その先生と直接コンタクトを取る必要があります。昔は、手紙を送っていたようなのですが、今はメールでお願いすることもあります。私の場合は、幸いにして、研究室の先輩が当時スタンフォードに留学しておられたので、その先輩を通じて、Fisher先生にメールを送らせていただきました。「先生のケースブックやモノグラフィを拝読して非常に感銘を受けたので、是非とも先生の下でアメリカ証拠法を研究したい」という趣旨のメールです。それで、先方から好感触を得られたら、自分のCV(Curriculum Vitae)⁶⁾、留学期間中の研究計画書、推薦状の3点を送ります。推薦状については、私も内田先生と同様に井上正仁先生に書いていただいたほか、指導教授である川出敏裕先生と京都大学の酒巻匡先生にお願いしました。客員研究員として留学する場合、書類審査はLL.M.ほど厳しくないもので、目当ての教授と個人的にコンタクトを取って、受入れを許可していただく部分が一番の難関だと思います。なお、イギリスの大学に対して客員研究員の申請をする場合も、基本的に同じ流れです。

岩淵 ありがとうございます。

2 留学制度

内田 裁判所の留学制度による場合、裁判所から指定されたロースクール又は裁判所に

6) Curriculum Vitaeとは、自己の学歴、研究業績、教育経験をまとめたものである。

派遣されることとなります。ロースクールに行く場合は客員研究員、裁判所に行く場合には研修生という身分です。客員研究員の場合、授業や単位の縛りが緩やかであるため、聴講したい授業のみを受講し、それ以外の時間は裁判所での傍聴や研修に充てるということも可能です。

裁判所の留学制度による派遣先としては、アメリカではイリノイ大学、ジョージタウン大学、スタンフォード大学、デューク大学等、イギリスではウォーリック大学、カーディフ大学等、カナダではトロント大学、ブリティッシュコロンビア大学、オーストラリアではメルボルン大学、シドニー大学、ドイツではミュンヘン知的財産法センター、ベルギーではルーヴェン大学があります。このほか、米英独仏の裁判所も派遣先になっています。

岩淵 シンガポールなどのアジア地域に留学する方は未だ少ないのでしょうか。

成瀬 最近では、東アジアに留学する研究者も出てきています。例えば、民法や刑事訴訟法の若手研究者で韓国に留学した方がいます。実務家の方は、やはり欧米諸国が多いですか？

内田 裁判所の留学制度では、アジアに行くことはありません。人事院の留学制度では、入試に合格すればアジア諸国に行くことも可能ですが、これまで裁判所から欧米以外の国のロースクールに派遣された例はないと思います。

成瀬 留学する国は何を学びたいかによって決まる側面もあると思います。明治期以降の日本は、欧米諸国の法制度を継受し発展させてきたので、法律を学ぶ目的で留学するなら、欧米諸国で日本の母法を勉強したいと考える人が多くなるのは自然な気がします。他方で、経済を学ぶのであれば、ヨーロッパよりもGDP世界第2位の中国に行くという選択肢が有力になることもあるでしょう。

ただし、今後は、法律を学ぶとしても、伝統・文化の面で日本と共通する点の多いアジア諸国に目を向けることには意味があると思います。特に、日本、韓国、台湾、中国の4カ国は、歴史的経緯もあって、法制度が似ていますので、東アジアの比較法研究も徐々に

行われるようになってきています。今後は、これらの国に法律を学ぶ目的で留学する人も増えるかもしれません。

高橋 留学の準備について、欧米の多くの国では9月から学期が始まると思いますけれども、どのくらいの期間をかけて準備をされましたか。その点についてお聞きしたいということと、また成瀬先生はアメリカとイギリスの2カ国に留学されていますので、客員研究員として受け入れてもらうに当たって両国の間に何か違いがあれば教えていただけますでしょうか。

内田 アメリカのロースクールの場合、留学する前年の10月、11月が応募締め切りという所が多いので、これに向けて4月くらいから準備を始めました。日常業務をこなしながらの準備ですので、特に夏から締め切り間際にかけては仕事との両立がとても大変でした。TOEFLを受け続けてスコアアップを図りつつ、各校に合わせた英語の小論文を執筆し、並行して推薦状作成のお願いや成績証明書の取り寄せ、願書の作成・入力等を行うこととなります。英語でなければならぬ作業が多く、想像以上に時間と手間がかかりました。

成瀬 先ほども少しお話ししたように、研究者は、特定の大学というよりも、特定の先生の下に学びに行くという留学スタイルなので、どの先生に受入れをお願いするかを考える作業にかなりの時間をかけました。他方で、書類作成は、内田先生ほど大変な作業ではありませんでした。研究者は、日頃から、自分の研究テーマや今後の研究計画について考えていますので、申請書類にはそれらをそのまま書けば足りるのです。

次に、ご質問の2点目でアメリカとイギリスでどう違うかという点ですけれども、アメリカのロースクールは客員研究員制度を資金集めの道具として使っていますので、研究者以外の方、例えば企業から派遣される人でも、教授とのコネクションがあれば客員研究員になれます。そういう意味で、アメリカのロースクールの方が客員研究員の申請者に対して寛容だと思います。そうは言っても、スタンフォードやハーヴァードのような有名大

学だと、受け入れてもらうためのハードルはある程度高いのですが。

これに対して、イギリスの法学部は、客員研究員を受け入れることにあまり積極的ではありません。比喩的に言えば、アメリカの客員研究員は特定の教授の下にやって来た海外からのお客さんですが、イギリスの客員研究員は法学部全体で受け入れる期限付きの Faculty Member のような位置づけですので、受入れのハードルが相当高いのです。特に、私の希望先は名門ケンブリッジ大学だったので、そう易々と受け入れてはもらえない状況でした。

両国の違いは、申請方法を対比すれば分かりやすいと思います。アメリカの場合は、Fisher 先生にメールを送って、自分の研究計画を説明しただけで受入れを許可していただくことができました。これに対して、イギリスの場合は、知人の日本人研究者を通じて Spencer 先生との面談のアポを取り、ケンブリッジ大学まで直接会いに行きました。そして、先生のご著書の中で感銘を受けた箇所及びその理由を具体的に説明した上で、先生の下で是非ともイギリス証拠法を学びたいという熱い想いをお伝えして、何とか許可を頂くことができました。

大学のホームページを見ても、アメリカのロースクールは客員研究員の募集要項がきちんと掲載されているのに対して、イギリスの大学はそういう情報が掲載されていない場合も多いです。ロンドンにある大学は、アメリカのロースクールと同様に商業ベースで客員研究員制度を設けているところもありますが、それ以外の大学はそもそも制度自体があるのかというところから調査する必要があります。

というわけで、イギリスの方が圧倒的に大変でした。

高橋 そうなのですね。国ごとに特性が出るという形なのですね。



IV. 留学先での生活

1 授業

司会 では次の質問に移らせていただきたいと存じます。ここでは、ロースクールの生活について伺いたいと思ひまして、例えば授業に出られていると思うのですけれども、それはどれくらいの量、例えば1週間で何コマまであるとか、課題の量はどれくらいだとか、といったことはどうなのでしょう。

内田 コロンビアロースクールでは、7月から同校の法律英語講座を受け、8月からはLL.M. 生向けのアメリカ法入門的な集中講座を受けました。コロンビアのLL.M. は全米最大の規模で、全体で230人もいて、うち日本人が26人で最大勢力を占めていました。毎回100ページぐらいの予習が課され、ソクラティックメソッドで授業が進められるもので、いきなりで面食らいました。

9月からは、通常のカリキュラムが始まります。LL.M. 生は、契約法、刑法といったJ.D. の1年生が受講する基本的な科目は取ることができません。私は、捜査法、証拠法、著作権法の授業と量刑論のゼミを受講しました。1コマ約100分で、授業は週2コマずつ、ゼミは週1コマあり、それぞれにつきケースブックがあり、100ページぐらいの課題が課されますので、予習がものすごく大変でした。普段は復習する時間がほとんどなく、試験前にまとめて復習といった感じです。私は、日本のロースクールを出ていませんし、

東大ローで授業を担当し始めたのも最近のことですので、比較するのは難しいのですが、少なくとも私が法学部で学んでいた時とは比べ物にならない位の予習量でした。休日を含めて、毎日図書館にこもって勉強しても間に合わず、予習が間に合わないと英語のソクラティックメソッドで進められる授業に付いていけず、慣れないうちはとても辛かったです。

成瀬 研究者が留学先で授業をどのくらい聴講するかは、留学目的によって変わると思います。特定のテーマについてじっくり研究する目的であれば、そのテーマに関係する授業だけ聴講することになるでしょう。これに対して、私は、特定のテーマに限定せず、英米の刑事司法制度を理論と実務の両面から網羅的に勉強するという目的で留学したので、刑事司法に関わる授業はほぼ全て聴講しました。内田先生のお話にあったように、LL.M. 生は、履修できる科目が制限されており、最後は試験を受けなければならないということもありますので、科目数を絞って勉強すると思うのですがそれでも、客員研究員は幸いなことに試験を受ける必要がありませんので、多くの科目を聴講することも可能です。内田先生が留学しておられたコロンビア大学は Semester 制 (2 学期制) ですが、スタンフォード大学はクォーター制 (3 学期制) でしたので、その点も、多くの科目を聴講するには好都合でした。

具体的な科目名でいいますと、Fisher 先生の「証拠法」のほかに、刑事訴訟法関係で「捜査法」と「公判法」、それから先ほど内田先生が LL.M. 生は履修できないとおっしゃっていた 1 年生向けの「刑法」ですね。また、刑事応用科目として「少年法」や「量刑・行刑法」、一つのトピックに特化した科目として「死刑の経済分析」や「テロリズム法」、シリコンバレーに近いスタンフォードならではの「サーベイランス法」という科目もありました。私がアメリカに留学したのは、ちょうど Edward Snowden 氏が National Security Agency (国家安全保障局) による大規模な監視活動を暴露した時期で、捜査・諜報活動としての監視行為 (サーベイランス) に対す

る法的規制のあり方が盛んに論じられていたのです。加えて、精神障害者に対する民事・行政・刑事法のあり方を考える「精神保健法」という科目もありました。日本でいえば、成年後見制度、措置入院制度、責任能力・訴訟能力規定、心神喪失者医療観察法などで規律されている各種の問題を精神障害という視点から分野横断的に検討していく内容で、面白かったです。それから、刑訴法研究者としては憲法上の人権も理解する必要がありますので、「第 1 修正 (表現の自由と信教の自由)」と「第 14 修正 (適正手続と平等保護)」の講義も聴講しました。総じて、私が聴講した科目数は、同時期にスタンフォードに留学していた LL.M. 生の約 2.5 倍になっていたと思います。各科目の予習分量は、先ほど内田先生がご説明くださった通りなので、学期中は朝から晩までとにかく勉強するという感じでしたね。予習がなかなか終わらなくて、午前 5 時頃までケースブックを読んでいて、寝不足のまま、午前 8 時開始の授業に出かけるなんてこともよくありました。

イギリスでも、アメリカの時と同じように、刑事司法に関わる科目を全て聴講しました。学部開講科目と大学院開講科目の 2 種類あるのですが、「憲法」、「刑法」、「刑訴法」、「欧州人権法」、「EU 法」などの講義に出ていました。

2 イギリスの法教育の特徴

成瀬 続けて、アメリカのロースクール教育と対比する形で、イギリスの法学部教育のお話をさせていただきたいと思います。

アメリカでは、ケースブックを事前に読ませた上で、ソクラティックメソッドで授業をするという教育方法が一般的なもので、コモン・ロー諸国にはそういう教育方法しかないと思われるかもしれませんが、そんなことはありません。イギリスでは、まず、日本の法学部のように、教授がレジュメに基づいて一方的に話し続け、学生はひたすらメモをとり続けるというスタイルの授業が行われます。これにより、各法分野の基礎知識を学生に身に付けさせた上で、各学期に 4、5 回、学生

に対する個別指導（チュートリアル）⁷⁾が行われます。各回のチュートリアルのために読むべき判例・学術論文が大量に指定されるので、学生はそれらを全て読み込んだ上で、教員の口頭試問を受け、自分の考えを述べなければなりません。このように、基礎知識を体系立てて一方的に教える授業と、教員との議論を通じて学生の論理力・思考力を養うチュートリアルをバランスよく組み合わせるのが、オックスフォードやケンブリッジの伝統的な学部教育です。

ここまでの話からもお分かりのように、アメリカでは主にケース（判例）を読ませるのですが、イギリスではケースと並んで学術論文もかなり読ませるのですね。イギリスは、ロースクール（専門職大学院）ではなく法学部ですので、実務で役立つ知識を教えるというよりも、法理論を教えるという教育方針なのだと思います。とりわけ、オックスフォードやケンブリッジはそのような考え方が根強く、ローマ法などの古典科目も毎年開講されています。刑法の授業でも、なぜ人を処罰すべきかという哲学的な問いについて延々と議論していました。

アメリカの中でも比較的新しい大学であるスタンフォードは、シリコンバレーの近くにあって、標語的にいえば、**Innovation**（革新）の大学でした。これに対して、長い歴史を持つケンブリッジは、**Tradition**（伝統）の大学です。印象に残っているのは、「少し昔」とはいつを指すか？という質問に対する回答でして、スタンフォードでは15年くらい前のことを指すのに対して、ケンブリッジでは200年くらい前のことを指すのです（笑）。やや単純化し過ぎている嫌いはありますが、この例からも分かるように、ケンブリッジは、脈々と続いてきた法学の歴史・伝統を踏まえて教育を行うというスタンスでした。

さらに、ケンブリッジには、学部とは別に、教員と学生が共同生活を送る寮（カレッジ）が多数あり、そこでは全人格的な教育が行わ

れます。例えば、フォーマル・ディナーでは、教員と学生が全員ガウンを着て夕食を共にするのですが、学生はそこで「ブリティッシュ・エリートはかくあるべき」というような内容の講話を聴くこととなります。ハリー・ポッターの世界をイメージしていただくと分かりやすいかと思いますが、これもアメリカのロースクールにはない発想ですね⁸⁾。

高橋 法学分野では、留学先としてアメリカを選ばれる方が多いと思うのですが、私は個人的にイギリスをはじめとするヨーロッパ地域への留学に関心があるので、アメリカとイギリスの留学生生活を比較したお話を伺うことができ非常に興味深いです。

3 留学先での交流

高橋 今お聞きする中で疑問に思ったのですが、LL.M.、あるいは客員研究員として留学している間に、現地のJ.D.の学生や、他の分野を専攻する学生と交流する機会はありましたか。

内田 LL.M.とJ.D.が公式に交流する場というのは少ないのですが、授業の中で一緒になった学生同士が仲良くなるということがあります。授業の中でグループワークなどがあればコネクションが出来るということがあります。ただ、ネイティブの多いJ.D.との間の言葉の壁もあって、LL.M.の学生はLL.M.同士で固まるという傾向はあるかもしれません。

コロンビアには、日本法に興味を持つ学生が集まるNHK（日本法研究会）というサークルがあり、この活動に参加することでJ.D.の学生と交流することができました。当時は、日本法に造詣の深いCurtis J. Milhaupt教授が活動をバックアップしてくださったこともあり、それなりの数の学生が集まっていたように思います。他学部の学生との交流の機会としては、公共政策大学院の学生や、ビ

7) スーパービジョンとも呼ばれる。

8) イギリスの大学教育については、荻谷剛彦『グローバル化時代の大学論② イギリスの大学・ニッポンの大学 カレッジ、チュートリアル、エリート教育』（中央公論新社、2012）を参照。

ビジネススクールの学生と交流する機会がありました。

成瀬 客員研究員はプログラムが違うので、LL.M. 生とも一定の距離があります。特に、私は、LL.M. 生が履修する科目をほとんど聴講しておらず、むしろ、J.D. のごく一部が履修するようなマニアックな科目を多く聴講していたので、LL.M. 生と交流する機会は少なかったです。ただ、そうは言っても、日本人の LL.M. 生の紹介で外国人の LL.M. 生と一緒に食事をする機会がありましたし、J.D. の中でも刑事法に興味がある人は、大抵、私が聴講したい科目を履修しているので、自ずと仲良くなれました。また、スタンフォードの客員研究員の中には、アジア圏から来た裁判官や検察官の方もおり、そういう方とは、共通のプログラムということもあって親しくなりました。

4 授業以外の活動

司会 内田先生が所属されていた NHK といった、授業以外のゼミや研究会、サークル等はどれくらいあるのでしょうか。

内田 参加しようと思えばたくさんあります。様々な企画への参加を募るメールが毎日のように送られてきます。例えば、中国のビジネスローに興味がある人たちが集まるものもありましたし、純粋に遊びで、ソルトレークシティにスキーに行くとか、ミュージカル、オペラ、美術館をみんなで見に行く企画とかは、頻繁に実施されていました。

授業以外の体験という意味では、私は、東アジアの法制度に関するゼミで日本の刑事裁判が取り上げられた際、ゲストとして参加しお話をする機会がありました。周防正行監督の『それでもボクはやってない』という痴漢の冤罪を描いた映画を観て、それについて議論するという回に参加し、日本の刑事裁判の実情についてお話をしました。客員研究員として派遣された判事補の中には、大学で日本法に関する集中講義をした人もいます。

成瀬 スタンフォードは、少人数教育を重視している関係で、コロンビアに比べて、学生が少ないのです。年によって多少変動しま

すが、私が留学した年は、LL.M. が 44 名、J.D. も 1 学年あたり約 190 人でした。そうすると、授業とゼミの境界が曖昧になってきて、授業でも履修者が少なければ、自ずとゼミのような形で運営されることが多かったように思います。先ほどいくつか授業科目を挙げましたが、「少年法」や「量刑・行刑法」などは、このテーマに興味がある学生しか集まらないので、ほぼゼミのようなスタイルでした。

研究会に関しては、お客さん扱いのアメリカでは参加の機会がなかったのですが、期限付きの Faculty Member 扱いのイギリスでは、教授陣による本格的な研究会に参加させていただく機会が数回ありました。

それから、スタンフォードもケンブリッジも、ランチタイムセッションはほぼ毎日やっていて、教授や学生団体が呼んできたゲストスピーカー（研究者・法曹三者・政治家・行政官・ボランティアなど）から、様々なテーマについてお話を伺う機会がありました。ここでは、無料でランチが提供されるので、私は興味があろうとなかろうと、お腹を満たす目的でよく出席していました（笑）。

内田 ほとんどピザじゃありませんでしたか。

成瀬 いや、ピザ以外にも、中華料理やインド料理、イタリアンなど、色々な種類のケータリングがありましたよ。それでも、出席し続けていると、だんだん飽きてくるのですが。

それから、もっと大規模な企画もありまして、私が滞在していた年は、Ginsburg 連邦最高裁判事による講演会や Stanford Law Review が毎年開催しているシンポジウム、Stanford Journal of Criminal Law & Policy の創刊を記念した刑事司法に関するシンポジウムなどがありました。シンポジウムともなると、アメリカ国内外の著名な研究者が一堂に会するので、必ず出席して、著書・論文を読んだことがある研究者には積極的に話しかけるようにしていました。

さらに、スタンフォードはリーガルクリニックも盛んです。これは、教員の指導の下、学生が実際の事件を扱うことにより法実

務を学ぶプログラムなのですが、刑事分野では、検察クリニックや刑事弁護クリニックなどがあります。日本でいえば、ロースクール生が実務修習（検察修習・弁護修習）をやるようなものですね。その他に **Supreme Court Litigation Clinic** というクリニックもあります。このクリニックでは、アメリカ連邦最高裁判所に係属中の事件を受任した教員が指導担当者となり、学生は教員の弁論活動をサポートする形で、連邦最高裁に提出する申立書を起案したり、口頭弁論（oral argument）の戦略を教員と一緒に考えたりするのです。このクリニックの担当した事件が、重要な判例を生み出すことも多いです。ロースクール生が最高裁の判断に実質的な影響を与えるなんて、日本では考え難いですよ⁹⁾。このように、ロースクール段階から実務との接点を多く持たせて、学生の学習意欲を高める工夫をしていることが印象的でした。

内田 UCLA もコロンビアも、お昼のセッションは大体どこでもやっていて、私はピザが多かったような印象があるのですが、お昼ご飯に困ったらそこへ行けば食べられるので、そういう気軽な感じで参加できます。法と経済学で著名な **Richard Allen Posner** 教授を招いた比較的規模が大きい講演会から、学生が主体となる小規模なパネルディスカッションまで、様々なセッションが毎日のように催されていました。先ほどクリニックプログラムのお話が出ましたけれども、コロンビアでも **UCLA** でもそういうプログラムがありました。単位取得を前提としてこれらを受講するとなると、相当な準備と英語力が必要となりますので、2学期目以降に取るべきであると思います。私は2年目、**UCLA** に行ってから、**Mediation** という調停を取り上げたクリニックを取りました。調停の基礎理論や技法について学んだ上で、模擬調停を繰り返し、最終的には調停委員として実際の調停に関与するというプログラムです。準備は大変でしたが、講義やゼミを超えて、さらに実際の実務を自分でやってみるというプログラム

があるのは、アメリカのロースクールの特徴的なところだと思います。

5 留学と家庭

岩淵 生活面について、先ほど伺ったお話からは時間のない中でのタイトな学習になるのかなという印象ですが、お子さんを連れて留学されている方とか、特に女性で出産後に留学する方はどれほどいらっしまったのでしょうか。

内田 近年採用される判事補の3割前後は女性なので、留学生にも相当数の女性が含まれています。判事補の場合、約3年の新任期間後に留学する人が多いので、女性は出産前がほとんどであると思いますね。中には、出産後に子供を連れて留学する場合もあるみたいですが、研究中に子供の面倒を見てくれる配偶者や親族が同行することが多いと聞いています。

成瀬 日本の実務家は留学に行くタイミングがわりと早いこともあって、子供が生まれる前に留学に行く人が多いようです。裁判官に限らず、検察官や弁護士についても同じ印象ですね。ただ、小さい子供を連れて留学した夫婦も知っています。その夫婦は、1年目は夫が **LL.M.** 生として勉強する一方、妻は子育てを頑張り、2年目は夫が客員研究員になって子育てを引き受け、代わりに妻が **LL.M.** 生として勉強するというような工夫をしていました。

ちなみに、韓国、台湾、中国の実務家は、ある程度、実務経験を積んでから留学することが多いようです。小さい子供がいる場合は、配偶者と子供を母国に残して単身で留学する、あるいは、配偶者や親族に同行してもらって子供の面倒を見てもらうなどの工夫をしているとのことでした。

内田 裁判所も配偶者や子を日本に残していく人はいますけれども、アメリカではなぜそのようなことをするのかと言われることが多いと聞いたことがあります。

9) 詳細は、成瀬剛「アメリカの刑事司法・法学教育の一断面——最近の連邦最高裁判例を素材として」法教411号164頁（2014）を参照。

成瀬 そうですね。アメリカ人からすると、「キャリアアップのためとはいえ、子供を母国に置いてくるなんて信じられない」という感覚なのでしょう。やはり、子供も一緒に連れて行って、同行家族にサポートをしてもらう人の方が多いように思います。

岩淵 女性の弁護士で米国 LL.M. 留学のタイミングで出産子育てをする方がいるという噂を聞いて、本当にできるのかなと思っていたのですが、どうやら本当にいらっしゃるみたいで驚きました。

成瀬 ただ、夫婦の留学と出産・育児のタイミングがうまく合うケースは稀です。留学のタイミングは所属事務所の方針や規模にも左右されるでしょうし、何より、子供を授かるタイミングは神のみぞ知ることですので、授かった段階で、それに合わせて何とかしているのが実情ではないでしょうか。



V. 海外のローレビューと日本のローレビュー

1 海外のローレビュー

司会 ローレビューについて、少し伺いたいと思います。ローレビューというのは、海外、とくにアメリカが本場ではあるのですが、その位置付けや、留学生にとっての認知度はどのようなものなのでしょうか。

成瀬 アメリカのローレビューは、東大のローレビューと同じように、学生が編集・出版しています。ハーヴァードやスタンフォード、コロンビアなどの有名大学は、権威あるローレビューを公刊しているので、認知度は

非常に高いのですが、留学生がいきなり関与できるようなものではありません。J.D. の中でも最も優秀な人達だけが関与できる仕事なので、実態としてどのように編集作業をしているのかはよく分かりません。

ただ、私が留学した年に、一部の学生が「スタンフォードでも刑事法に特化したローレビューを作りたい」と言い始め、その提案に刑事法の教授陣が賛同して、実際に公刊が始まるという出来事があり、文字通り学生主体でやっているということがよく分かりました。先ほど、ローレビュー主催のシンポジウムに参加したという話をしましたが、そのシンポジウムの企画・運営も、基本的に全て学生がやっているんですね。このような様子を見て、アメリカでは学生主体のローレビュー制度が完全に根付いていることを実感しましたし、可能なら、東大のローレビューもそういう形で発展していった欲しいと思いました。

内田 留学生は、参考文献としてローレビューを読むことはあっても、編集に関わることはなく、自分の論文が掲載されるということもあり得ません。ハーヴァード・スタンフォード・イェール・コロンビアなど著名ロースクールのローレビューというのは、掲載されるのがステータスになっています。実務家や研究者でも、応募してもなかなか掲載してもらえないというのが実情で、留学生にとっては雲の上の存在です。学生が主体となって編集しているのはその通りで、コロンビアの場合には、学生たちが厳しい審査をしていて、有名な教授の論文でも落とされるみたいですね。そういう風に東大ローレビューもなってくれば良いなど。そういうことを審査できるレベルまで上がってくれたらいいなと思います。

成瀬 Obama 前大統領や Roberts 連邦最高裁長官は、学生時代にハーヴァード・ローレビューの編集委員長や編集委員を務めていたと思います。将来の行政・司法を担う優秀な学生がやる仕事ですね。

内田 ローレビューの編集委員とか委員長をやって、卒業後に連邦最高裁判事の下でロークラークをやるのが最高のキャリアです

ね。

2 東大ローレビュー

司会 せっかくなので、参加者の方に伺いたいのですが、東京大学法科大学院ローレビューは、実際それほど認知されていないというのが編集委員としては悩んでいるところがありまして、そのあたりは今の話を聞いてどう思われたのでしょうか。ローレビューの位置付けが、今の学生達の中でどのようになっているか、ということですけれども。

高橋 私は、アメリカの法律家を描いた“SUITS”というドラマがきっかけで、ローレビューのことについては以前から知っていました。日本とアメリカでローレビューの認知度の高さが違う理由の一つは、ローレビューの編集委員に選ばれること自体にプレステージがあるかどうかという、その位置付けの違いが大きいのではないかと思います。アメリカのように「選ばれし学生」としてローレビューの編集委員を務めること自体の評価が向上すれば、自ずとその認知度も上がるのだと思います。

岩淵 私は、ロースクールに入学後、ガラス棟の壁に貼ってあったポスターを見て知りました。実際にローレビューを読んでみようかなと思ったのは、自分がリサーチペーパーを書いて投稿した時です。ロースクール在学中は、他の学生さんがローレビューを読んでいたのかも、分からなかったです。高橋さんは読んだことありますか？

高橋 はい、あります。

岩淵 素晴らしいですね。私は、自分がローレビューに投稿した年に何が選ばれたのか気になって読んだのですが、それ以外はまだ読んでいないので、この夏に読んでみようと思います。

司会 イギリスにローレビューというのはあるのですか？

成瀬 あります。ケンブリッジは Cam-

bridge Law Journal, オックスフォードは Oxford Journal of Legal Studies です。ただし、これらの編集作業は教授陣が担当しているので、雑誌の位置づけとしては『東大ローレビュー』というより『法学協会雑誌』に近いものです。プロの研究者が執筆した論稿を、学生が審査して編集・掲載するローレビューというのは、アメリカ特有のスタイルだと思います。

先ほど内田先生も言われたように、アメリカの有名大学のローレビューには、全米、もっと言えば、全世界の研究者が投稿するのです。これに対して、東大ローレビューの投稿資格は非常に限定されているので、将来、もう少し門戸を広げて、研究者、実務家、学生が所属に関係なく投稿できるようになれば、投稿される論稿の質・量をさらに充実させられるかもしれません。

それから、内田先生がご提案くださったように、教員が執筆した論稿についても、学生編集委員がきちんと審査し、場合によっては、不掲載の判断をするということもあってよいと思います。東大ローレビュー創刊時から、学生の投稿論稿については編集委員会による真摯かつ厳正な審査が行われており、その経験・実績を踏まえれば、教員の論稿を審査することも十分可能だと思います¹⁰⁾。

内田 私が留学していた頃に、創刊号が出たのですよね。インターネットで読めるので、村上さんの論文¹¹⁾を読みました。捜査法の授業で出てきた逮捕に伴う捜索差押えに関する判例について調査していた際に、この判例を取り上げた村上さんの論文がヒットしたのです。精緻な分析に基づく素晴らしい論文で、日本にいる法科大学院生が、ここまで書けるのだと思って、刺激を受けました。自分はアメリカにいて、一流の教授の下で判例について解説を受けられる立場にあるのに、ここまで書けるだろうか、と。

このような思い出深い体験もあって、私は比較的読んでいるほうだと思います。今回、

10) 松原健太郎「ローレビュー今後の展望」東京大学法科大学院ローレビュー 10 巻 143 頁 (2015) 参照。

11) 村上祐亮「逮捕に伴う捜索・差押えと逮捕後の移動—比較法的観点からの一考察—」東京大学法科大学院ローレビュー 1 巻 125 頁 (2006)。

そんなローレビュー誌上で座談会の機会をただけて、とても嬉しく光栄に感じています。が、裁判官がみんな読んでいるかという、全然そういうことはありません。もうちょっと認知度が高まったらいいかなと思います。

高橋 先ほど、アメリカのロースクールではランチセッションというイベントがあると話しされていたと思いますが、そのような、ローレビューに普段は関わりのない学生でも参加できる機会があると、何もないよりは認知度が上がるかな、と。もう考えたらっしやることかもしれないとは思いますが、何かしらのテーマで研究者や実務家の先生方にお話しただいて、学生も参加してカジュアルに質問ができるような機会があったら、私も参加してみたいと思います。

司会 我々編集委員がアドバイスを頂くような形になってしまいましたが、ありがとうございました。



Ⅵ. リサーチペーパーとローレビュー

1 リサーチペーパー

司会 内田先生から事前メールでご教示いただきましたが、リサーチペーパーは海外にもそのような制度があるということをお聞きしました。それで、岩瀬さんもリサーチペーパーを書かれていたということなので、少しアメリカのリサーチペーパーと日本のリサーチペーパーについてお話しただければと思います。

内田 日本のリサーチペーパーというのはどういう制度なのですか。

司会 東大の制度についてのご説明を致します。東大では、学期が前期・後期と分かれています。そのうち半期で履修して書きます。内容は、指導教員の先生と相談しながら各人が自由にテーマを決め、分量は1万2千字が目安とされています。提出後に口頭試問を受けて、単位が与えられます。履修については、必修ではありません。私の個人的な印象ですが、全体の学生の1割も書いていないと思います。

内田 それと似たような制度はあって、本格的に書いたのはUCLAに行ってからです。半期で、Máximo Langer教授という、アルゼンチン出身で、大陸法と英米法の比較法研究、しかも刑事法を専門にされている方に指導教員をお願いしました。裁判員制度が始まる直前の時期ということもあって、裁判員制度における量刑ガイドラインの導入可能性をテーマにリサーチペーパーを書きました。

当時日本では、これまでは非常に幅広い法定刑の中で、専門家である裁判官が、行為責任を基本とし、過去の類似の事案を参考にして大枠を決め、個別事案に照らして具体的な量刑判断をしてきたところ、量刑の専門家ではない裁判員が参加する裁判員裁判において、どのように量刑評議を行うべきかが盛んに議論されていました。その議論の中で、過去の類似事例の内容を透明にする必要があって、量刑データベースを整備した上で、当事者も閲覧できるようにしようという提案がされていたのです。この点について、私は、国民の良識を裁判に反映させるという裁判員制度の導入の趣旨からすれば、過去の量刑データベースのみを参照するよりも、アメリカの量刑ガイドラインを参考にして、幅広い法定刑を事案類型ごとに細分化し、加重・軽減要素を例示したガイドラインを、法曹関係者だけではなく被害者団体等を含めた色々な立場の人に議論してもらって作った方がよいのではないかという問題意識を持っていました。このような問題意識に基づいて、リサーチペーパーを書きました。

そして、指導教員の助言を受けつつ論文を

完成させ、口頭試問を受けて単位を取得したのです。

コロンビアでも、単位を二十数単位とる中の、2単位に関しては、論文を書く形の講義又はゼミで取得するという縛りがあったので、量刑論のゼミの中で、比較的短いリサーチペーパーを書きました。内容は、性犯罪者に対する刑罰に関して、再犯を防止するために、アメリカの刑罰メニューを参考にしつつ、懲役刑だけでなく再犯防止プログラム等を組み合わせて、刑罰メニューの多様化を図るべきではないかというものです。

岩淵 リサーチペーパーについて、アメリカのLL.M.ではほとんどの学生が一度は書いているという位置付けなのでしょうか。

内田 修士論文というような縛りはないのですが、リサーチペーパーを書く授業やゼミで単位をとらなければならないので、ほとんどの人が書いていると思います。

ただ、リサーチペーパーだけで単位を取るという経験を全員がしているわけではないと思います。

司会 日本ほど少なくはないのでしょうか。

内田 日本ほど少なくないと思いますね。母国で法学を修めて来ている人たちですので、何らかの形で論文・リサーチペーパーを書くという人は多いと思います。

2 リサーチペーパーとローレビュー

岩淵 リサーチペーパーについて、書いた人は皆ローレビューにこぞって出したがるというものなのですか。

内田 そんなにレベルの高いものではないですね。ローレビューに載せられるものとは全然レベルが違います。

成瀬 アメリカのローレビューは、研究者・実務家が執筆する部分と学生が執筆する部分に分かれています。ハーヴァード・ローレビューを例にとると、Articles, Book Re-

viewsなどは研究者・実務家が執筆した論稿であるのに対し、Notes, Recent Cases, Recent Legislations, Supreme Court Leading Casesなどは学生が執筆した論稿です。

このうち、NotesにはJ.D.が執筆したリサーチペーパーが掲載されることもありますが、編集委員会による審査は非常に厳しく、そう簡単には掲載されません。また、学生の論稿については、通常、投稿後に編集委員会の意見を踏まえて大幅な加筆修正が行われるため、執筆者を明示せず、匿名の形で掲載されます¹²⁾。

学生が執筆する論稿のうち、毎年11月号に掲載されるSupreme Court Leading Cases¹³⁾は、特に信頼性が高いと考えられていて、論文等でもよく引用されます。私自身も、連邦最高裁の最新判例について調べる際は、最初にこれを読んで判例の位置づけ等を確認しています。

内田 優秀な学生はロークラークをやりますからね。日本の最高裁調査官みたいなことを卒業してでやるわけで、連邦最高裁判事のロークラークが調査したものが判決になることもあり、そういう力のある人は当然いるので、参考になると思います。我々が書いたものは、全然そういうレベルにはならないです。

VII. ヨーロッパとアメリカのいずれに留学するかによる違い

司会 次に、ヨーロッパ諸国とアメリカのいずれに留学するかについて、どのような差異があるのかについてお話いただければと思います。

1 他国へのアクセスのしやすさ

成瀬 ヨーロッパ留学のメリットは、滞在先の一カ国だけでなく、他のヨーロッパ諸国にも気軽に足を延ばせるという点です。私は、ドイツ・フランスに複数回出張し、両国

12) 詳しくは、ハーヴァード・ローレビューのウェブサイト (<https://harvardlawreview.org/about/>) を参照。

13) 前開延期に連邦最高裁が出した主要判例に関する評釈。

の刑事司法制度についても調査しました。また、ヨーロッパには多くの国際司法機関があるので、EU 司法裁判所（ルクセンブルク）、欧州人権裁判所（フランス・ストラスブール）、国際司法裁判所・国際刑事裁判所（オランダ・ハーグ）などを訪問して、ヨーロッパの司法が全体としてどういう方向に向かっているのかについて学べたことは、アメリカ法の立場を相対化する意味でも有益だったと思います。

内田 裁判官が留学する場合、公用パスポートを使いますので、行き先が限定されず。アメリカの場合、カナダとメキシコにしか行けません。これ以外の国に行くためには、研究目的とともに申請して、行き先を追加してもらうことが必要になります。EU の国に留学する場合であれば、行き先の範囲はもっと広いと思います。

2 留学と国際機関へのインターンシップ

高橋 アメリカだとニューヨークの国連本部やワシントン DC の世界銀行、ヨーロッパだと今名前の挙がったような場所をはじめとする多くの国際機関があると思いますが、留学中、例えば LL.M. で留学されている方で、国際機関等でインターンをしていた方などは周りにいらっしゃいましたか。というのも、私はずっと国際機関に関心がありまして、機会があればぜひ行きたいなと思っているのですけれども。

成瀬 友人の検察官が人事院派遣でイギリスに 2 年間留学していたのですが、彼は長期休みを利用して、スイスのジュネーブにある国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）でインターンをしていました。ヨーロッパに留学する場合は、国際機関との距離が近く、引越しも簡単ですので、インターンはやりやすいと思います。

内田 裁判官として留学する限り、アメリカの国際機関でインターンの機会を得るのはなかなか難しいと思います。ニューヨークの国連代表部やワシントン DC の在米大使館には、裁判所の出向者がいますので、その方を

通じて見学等をさせてもらうことは可能かもしれません。

3 留学と実務の調査

内田 アメリカに留学する判事補の休み中の活動として多いのは、各地の連邦裁判所や州裁判所を訪問し、傍聴や裁判官との意見交換を行うというものです。私自身、夏休み中に色々な州の裁判所を訪ねて傍聴や意見交換等を行いましたし、カナダの裁判所を訪問したこともあります。最も遠い所だと、イエローナイフというオーロラが見られることで有名な町があるのですけれども、その裁判所にも行きました。アメリカでは法曹一元制度を採っていて、弁護士の中でも尊敬される人が裁判官になるというシステムになっていることもあってか、自分が裁判官だというふうに言うとは、歓迎してくれることが多かったですね。年齢が若過ぎるということで、身分を疑われることもありましたが。

休み中の活動については、人事院や裁判所で手配してもらえないわけではないので、主体的に積極性を持って取り組むことが大切です。

成瀬 研究者にとっても、現地の実務を学ぶことは大切なので、休み期間中は、頻繁に裁判傍聴をしていました。そうすると、見慣れないアジア人が毎日法廷に来ているということで、裁判官の方から声をかけてくださるんですね。そこで、日本の刑訴法研究者である旨、自己紹介をすると、ある程度信頼していただけて裁判官室（Chamber）に招き入れてくださったりするんです。さらに親しくなると、起訴状などの訴訟記録も見せてくれたり、法曹三者だけで行われる非公開手続の傍聴も特別に許可してくれたりします。

裁判所だけでなく、検察庁や公設刑事弁護人事務所にも足を運んで、両当事者の本音を聞き出すとともに、それぞれの組織がどのように運営されているかについても調査しました。このように、積極的に取り組めば何でも実現できるのが留学の魅力だと思います。

内田 すごく度量の大きさを感じますね。私が自分で裁判官をやっている、毎日法廷傍

聴に来ている外国の方がいたとしても、事前に申出等がない限り、声をかけて何かを教えるというのはあまり考えられません。裁判官室にまで招くというのは考えられないことなのですが、それをやってくれるんですよね。自国の法制度を学びに来ている人たちには、何でも教えてあげようという気持ちを多くの法曹関係者が持っている。こちらが身分を明かさ前から声をかけてくれるんです。

ただ、このような機会を得るためには、積極性が大事です。裁判傍聴をするにも、警備が厳しかったりして、勇気が要るのですよね。そういうところに積極的に出て行けば色々なチャンスがつかめるとというのが、アメリカの特徴であると思います。



VIII. 留学後のキャリアパス

司会 岩渕さん、今のお話に関わるものでも、それ以外でも、何かありますか。

岩渕 今のお話も非常に面白かったのですが、留学後のキャリアパスというのが気になっているので、お伺いしてもよろしいでしょうか。

内田 人事院の留学制度による場合、1年目はいずれかのロースクールに所属する学生として留学します。2年目についてはいくつか選択肢があります。まず、1年目にLL.M.を取ったロースクールの教授とコネクションが出来た場合には、そのロースクールに客員研究員等として残り、取得単位の縛りのない中で講義の受講や研究論文の執筆をしたり、裁判所や弁護士事務所を訪問して実務研究を行ったりすることができます。次に、2年目

は別のロースクールに行き、更に学位を取得するという選択肢もあります。人事院の留学制度では学位の取得が最低条件で、複数のロースクールでLL.M.を取得すること自体にはあまり意味がないのですが、ロースクールごとに強みを持つ分野が違うため、1年目とは異なる視点からLL.M.を取得することには意義があると思います。私は、2年目に東海岸とは異なる特色を持つ西海岸のロースクールに行こうと考え、いくつか受験した上で、映画やテレビ等のエンターテイメント・ローやアジア諸国との比較法研究に強みを持つUCLAロースクールを選びました。このほか、成瀬先生が留学されたスタンフォードロースクールには、LL.M.を修めた学生が更に発展的な研究をし、本格的な論文を執筆することを目指すJSDというプログラムがあります。少人数制で倍率が高く、私は入れなかったのですが、留学した判事補の何人かは2年目にこのプログラムを取っています。

一方、裁判所の留学制度による場合、ロースクールの客員研究員又は現地の裁判所の研修生として、1年間研修することになります。

留学後のキャリアについては、LL.M.を取ることが裁判官の留学制度の目的ではないので、学位を利用することや、留学先で得た知識を表面的に生かしたりすることが期待されているわけではありません。日本で裁判をする限り、英語・外国語を使うことはほとんどなく、外国の法制度や実務に関する知見が直接必要となる機会は多くありません。それにもかかわらず、なぜ多くの判事補が留学に行っているかというと、司法制度改革において、多様で豊かな知識、経験を備えた裁判官を確保するための方策が議論され、その一環である判事補の外部経験プログラムの一つとして留学制度が位置付けられているからなのです。外部経験プログラムには、留学のほか、行政機関への出向、弁護士職務経験、民間企業研修等があります。このように、裁判官の留学の目的は、外部経験をして経験・視野を広げることにあるので、外国の法制度や実務を日本の制度や実務に直接反映させることが期待されているわけではありません。普段の仕事で得られない経験をし、裁判官とし

での足腰を強くして、多角的な視点から物事を考えられるようになることが求められているのです。

私個人としては、留学を通じて、世界には様々な人がいて、それに応じて色々な司法制度や裁判実務があることを知り、裁判官としての視野が明らかに広がりました。これらは、インターネット等を通じて情報を得ることのみからでは学び得ないものです。裁判では、前例のない事案や法律問題における判断を求められることも多いのですが、留学を通じて得た外国法や裁判実務に関する知識が直接役立つわけではないものの、多角的な視点から考えると、色々な調査を試みることができるようになっており、裁判官として成長できたという意味で、キャリアにはプラスになっています。

もちろん、外国の法制度・裁判実務の調査出張や、外国から訪日する法曹関係者との意見交換の際、留学での経験が直接的に役立つこともあります。私自身、留学後、遺産分割及び成年後見制度に関するフランス・ドイツへの調査出張、国際法曹協会の総会に出席する最高裁判事の随員、ドイツや韓国から来日した裁判官との意見交換等を経験しましたが、その際に留学で得た語学力や外国法の知識が役立ちました。また、私は経験がないのですが、留学経験者の中には、希望して行政庁の国際的ポスト（外務省の条約担当や経済産業省の通商担当等）や在外公館（アメリカ大使館、中国大使館、国連代表部等）で勤務したり、法整備支援（ベトナム、カンボジア、インドネシア）に従事したりする人もいます。そういう形で直接的に留学経験が役立つポストに就いた人もいますが、それよりも裁判官としてより視野を広げることが一番大きいのだということを強調したいですね。

成瀬 研究者にとっての留学は、今後の研究者人生の基盤を作るための時間です。それゆえ、中長期的な視点に立って、10年、20年後に自分はどのような研究者になりたいかをじっくり考えた上で留学先を選び、その目的に沿う形で留学生活を過ごす必要があります。私の場合は、先ほども申し上げたよう

に、英米の刑事司法制度を理論と実務の両面から網羅的に勉強するという目的で留学したので、両国でどのような問題が議論され、どのような文献があって、何を調べればさらに理解を深められるのかというような、今後じっくり研究するための種を幅広く集めるようにしました。その結果、英米の議論状況を概ね把握することができましたので、帰国後は、アメリカ法やイギリス法のゼミを開講して、学生の皆さんと一緒に両国の刑事司法制度に対する理解を深めています。今後、その研究成果を論文等の形で公表していく予定です。

現在、日本の刑事司法においては、戦後改革に匹敵するような大改革が行われており、新時代の刑事司法制度のあるべき姿について、実務家と研究者が共に議論し、考えていかなければなりません。実務家の皆さんは実務経験を踏まえた提案をしてくださるので、研究者は外国法の深い理解に根差した提案をすることが求められています。私も、2年間の留学成果を活かして、研究者としての役割を果たしていきたいと考えています。

岩淵 ありがとうございます。お話を伺い、留学に行くことで、その経験を踏まえて活動の幅が広がるということが具体的に分かったので、私も留学して見聞を広めたいと強く思いました。



Ⅸ. おわりに

司会 時間も迫っておりますので、学生の方は最後に何か伺いたいことがありましたら、あるいは先生方も何かこれだけはお話したい、というようなことがございましたら、

ら、お願い致します。

内田 裁判所・裁判官と留学というのは、あまりイメージが結びつかず、将来のキャリアにどのように役立つのかが分かりにくいかもしれませんが、毎年40名程度の判事補が留学の機会を得ているなど、チャンスは非常に多いと思います。ですから、裁判官になると、留学の機会が少ない、国際的な業務に関わることができないなどとは思って欲しくありません。

また、裁判官の留学は、普段の仕事では得られない経験をして、広い意味での力量の向上につなげることが主たる目的ですので、特定の成果を求められるわけではなく、主体的に自由な研究ができるという魅力があります。

私もそうですが、留学経験者の多くは、人生で一番楽しく、充実した期間であると言います。先ほど勉強が忙しいと言いましたが、休みもそれなりに長くありますので、各地の裁判所や行政機関等、色々な所を訪ねることもできますし、旅行なども十分できる機会もあります。私の場合は結婚してから妻と一緒にいったので、留学中に共有した時間はかけがえのないものになっています。喧嘩をして気まづくなった時には、その時のことを思い出して話すと仲直りできるというのがよくあります。このことを先輩裁判官に話すと、三十年くらい上の先輩がいるのですが、その人も「僕もそうなんだよね」みたいな、未だに留学時のことを話すと本当によかったねということになるようです。

最近では若者の海外留学への興味が薄れているという調査結果もあるようですが、このローレビューを見る人は是非検討対象の一つに加えて欲しいなと思います。

成瀬 「研究者が留学するのは当たり前」と思われている一方で、実情を知っている人は少ないので、今回、その一例を具体的に示したことは一定の意義があると考えています。この座談会を通じて、同じ留学であっても、裁判官には裁判官の留学目的があり、研究者には研究者の留学目的があるということをお分かりいただけたかと思います。

最後に内田先生がおっしゃった、留学中の

思い出話をすると妻と仲直りできるという点には、私も賛同します。私の妻は国家公務員なのですが、配偶者同行休業制度（外国の大学で修学等をする配偶者と外国において生活を共にするための休業制度）を利用して、イギリス留学に同行していました。その間、研究目的と観光目的を兼ねて、夫婦でヨーロッパ諸国を歴訪したので、帰国後、夫婦喧嘩をした時も、ヨーロッパの都市がテレビに映し出されると、「あの美術館のゴッホ作品は良かったよね」とか「あの店のジェラートは美味しかったよね」という話になり、自然と仲直りできるのです。そのくらい、留学生活は楽しかったということです。

皆さんがロースクールを卒業してどういう職業に就くとしても、海外に行くチャンスは必ずあるので、是非、積極的に応募して欲しいと思います。

内田 海外のロースクールで苦楽を共にした人との付き合いは、国や職場の垣根を越えて長く続きますよね。そういう機会もなかなかないので、是非積極的に希望してもらいたいと思います。

成瀬 研究者にとって、留学中に得られた現地の研究者や実務家とのつながりは一生の宝物です。親しい間柄になれば、帰国後も気軽にメールで質問できますし、出張で海外調査に行く際も丁寧に応対してもらえるからです。もちろん、一度会っただけで親しくなるのは難しく、現地で1年ないし2年間生活をして、相手と何度も会う中で徐々に信頼関係を形成していく必要があるのですが、その意味でも留学には大きな価値があると思います。

高橋 やはり留学に行くしかありませんね。

内田 高橋さんは、以前、国際機関でインターンをしていたのですか？

高橋 国際機関はこれから行きたいと思っているのですが、大学の時に外務省の派遣プログラムで半年間アメリカに滞在し、農務省倫理局というところでインターンをした後、一年間オーストラリアのシドニー大学に交換留学させていただきました。ですから4年間で1年留学をさせていただいて。

内田 さらに行きたいと。

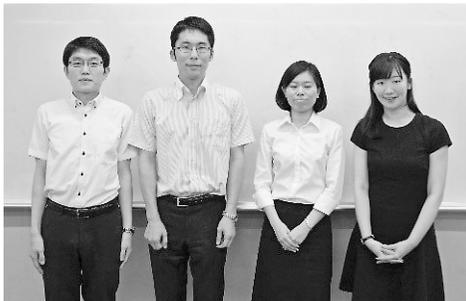
高橋 絶対に行きたいですね。次はヨー

ロップに行きたいという思いがあります。今までは抽象的な想像に留まっていたのですが、今回、日本での準備期間から現地での学生生活についてまで具体的にお話を伺ったことで、留学への意欲がさらに強まりました。本当にありがとうございました。

岩淵 私も弁護士として何年か勤めた後、LL.M. でアメリカに行き bar を取ってこようかなと漠然と考えていたのですが、今日のお話でより留学に向けた手続や向こうでの生活、留学を通じて何が得られるのかということをも具体的にイメージできました。先生方のように、私も自分なりの留学へ行く目的と覚悟を自分の中で整理していきたいと思います。本当にありがとうございました。

高橋 興味がない人にもお勧めしたいと思います。

司会 では時間となりましたので、ここで締めさせていただきます。大変お忙しい中、長時間にわたり、本当にありがとうございました。



(2017年6月15日収録)